

会計検査院の实地検査における指摘事項について
(子どものための教育・保育給付費負担金及び子ども・子育て支援交付金関係)

平成 28 年度に会計検査院が実施した实地検査において、以下の通り、子どものための教育・保育給付費負担金及び子ども・子育て支援交付金に係る過大交付の指摘を受けたところである。

市町村においては、制度や実施要綱等に対する理解促進に努めていただくとともに、各都道府県等においても、適正な補助金執行事務の実施について、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

また、各自治体における会計監査等において、過大交付等の不適切な補助金執行が発覚した場合には、速やかにご連絡いただきたい。

・子どものための教育・保育給付費負担金

利用者負担額の算定にあたり、市町村民税所得割課税額に算定されるべき家計の主宰者が含まれていなかったことや、27 年度以降に入所した子どもに対して年少扶養控除の適用に係る利用者負担額の経過措置を適用してしまっていたこと等により、利用者負担額が過少に算定され、国庫負担額が過大に交付されていたもの。

・子ども・子育て支援交付金

1. 地域子育て支援拠点事業について

(1) 開設時間中に専任の者を 2 名以上配置することとされている実施要件を満たしておらず、補助の対象とならない事業費を対象経費の実支出額等を含めていたもの。

(2) 「地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」について、市町村直営で機能強化の取組を実施する場合は加算の対象とはならないところ、第三者に委託等を行うことなく加算分を計上していたもの。

2. 延長保育事業について

事業実績報告書において、市が保育所に対して支出した額を記載すべきところ、誤って保育所が支出した額を記載していたほか、保護者から徴収した延長保育料を寄付金その他の収入額に計上していなかったもの。

3. 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業分の事業実績報告書に、誤って障害児受入推進事業分として計上している経費を含めた額を記載したため、補助対象経費が二重に計上されていたもの。